

# 臨床社会学の方法

## (24)番外編：講演録「暴力を乗り越える」

中村 正 \*

\*Ritsumeikan University

虐待と DV がらみの事件が多く、取材や原稿の依頼も多くなり、適切なかたちで表現しておくことは必要だろうと思っている。鳥取市の人権センターから依頼された講演録をもとにして簡潔にまとめてみた。

.....

### 暴力を乗り越える～ともに生きる「家族」の在りかたとは～

本日は、「暴力を乗り越える～ともに生きる「家族」の在りかたとは～」というテーマをいただきました。このようなテーマについて、私は、研究はもちろんです実践していることもありますので、そのことをもとにお話をしたいと思います。DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待など、暴力はさまざまに存在しているわけですが、特に「男性の暴力」に関心があり、研究をしています。

いま、暴力がとても目立ってきていると感じています。スポーツにおける体罰もそうですが、いじめ、ハラスメントなどさまざまな形の暴力が社

会問題としてあらわれているのではないのでしょうか。元々あった問題が、あぶり出されているような気がしています。

元々あったということに関していえば、暴力は「家族」の中に存在していました。その暴力に対してできてきた法律のプロセスなどもお話ししたいと思います。

私自身は、数多くの現場にかかわってきました。現場に関わる機会、「仕事」が増えてきたように感じています。その一例を少し紹介させていただきたいと思います。

奈良少年刑務所があります。網走刑務所のような古いレンガ造りの建物です。耐震の問題があって現在は閉鎖となっています。

私は、奈良少年刑務所に2006年度から10年間、スーパーバイザーとして勤務していました。そこでは性犯罪者たちの処遇改善プログラムをしていました。性犯罪ですので、男性の受刑者です。男性被害者もちろんいて、女性被害者とはまた異なる独特の傷つき方をするのですが、ここでは男性加害者を中心に実践しています。

性犯罪にも種類はいろいろありますが、刑期は

多くの場合長期に及びます。刑法が変わり「強制性交等罪」と呼称が改められましたが、古い言い方は「強姦」です。いろいろある刑期ですが、たとえば八年で刑務所に入ってきたとします。その八年の刑期中、アセスメントをもとにした処遇改善プログラムとしては最長でも一年くらいしかできていないというのが現状です。

それでも認知行動療法をもとにして性問題についてプログラムを受けるのは初めての体験となります。この経験は私にとっては貴重でした。

さらに児童虐待とDVの脱暴力について取り組んでいます。大阪府内全域で児童相談所といっしょになって、この問題に取り組んでいます。大阪府内には児童相談所が全部で八カ所ありますが、児童福祉行政に協力をして「親対策」(親面談、親指導)を実施しています。「親対策」ということにご協力してやっていますので、のちほどそのことを紹介したいと思います。

それから、DVの加害男性、体罰をする教師などにもかかっています。体罰に関しては、大阪で桜宮高校のバスケットボール部でおこった体罰事件がありました。体罰をもって指導されていた部員が自殺してしまったという事件です。

この事件がひとつの契機になったのかどうかは定かではありませんが、その後体罰の告発が相次ぎました。学校運営上すべての教員を懲戒解雇にすることはできませんので、研修を実施したほうがよいのではないかとということになりました。なんらかの懲戒処分を受けたところで、体罰をした教員の「教育観」や「スポーツ観」が変わるわけではないので、そこをどう教育して、職場復帰の希望と可能性があればということで取り組んできました。加害者にたいして刑事罰だけを科すだけ

でいいのかということもありますし、例えば人格攻撃のような心の暴力にたいしては刑事罰を科すまでには至らない場合も多いので、そのような暴力に対してどうしようかということも考えてきました。どうアプローチするべきか、そう考えれば考えるほど既存の法律では対処できないことがわかってきました。ならば放っておいていいのか、教育現場、福祉現場に任せておけばいいのかといえば、もちろんそんなことはないのです、このことに取り組みたいと思ってきました。

#### 新たな課題～加害者臨床・司法臨床～

20世紀から21世紀の変わり目にかけてこの種の対人暴力についての法律ができていきます。ストーカー行為規制法ができ、それ以降、DV防止法、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法など、この間暴力防止にかかわるさまざまな法律が施行されてきました。

関連して近年離婚が増加傾向にあり、離婚後の親子関係問題があります。離婚後の親権は8割がた母親側がもつのですが、「面会交流」という機会があります。そこで、ストーキングや誘拐、殺人などさまざまな問題が浮上してきたので、離婚後の親子関係、とくに父子関係について解決しなければならぬ問題を提案してきました。

法律はさまざまな暴力にたいして介入(犯罪化)することが大きな目的となっています。しかし先ほども申し上げたようにすべてが刑罰になるわけではないので、介入だけでなく暴力をしてしまう人に対する支援や回復、治療、復帰の取り組みをしたほうがよいのではないかと思います。

加害者が暴力で問題解決をはかろうとすることに対して、対話(認知再構成)や修復、治療、回

復などをとおして、暴力を何か別のものに置き換えていくことが必要だと思うのですが、社会システムの変更がそこまできていないというのが現状です。諸外国ではすでに取り組みがなされているので、そういった取り組みを調査・分析して政策化すべきことを、主張もし、自ら実践してきました。

### 若者に浸透するコントロール型暴力のかたち

先日大学の「社会病理学」の講義の後で女子学生からこんな相談がありました。彼氏から、「俺のっている講義が休講になったのでこれから会いたい」とメールがきて、彼女はどうすべきか悩み、またそのことに悩んでいる自分に悩んでしまったというのです。私の講義では、暴力の話やDVの話をしているので、そのなかでの彼女の気づきがあったのだと思います。私としては女子学生とデートバイオレンスの話にもっていきたいのですが、みなさんだったら教員としてこの女子学生になんと言うのでしょうか。少し相談してみてください。

- ・女子学生に同じメールを彼に送ることができるか聞いてみる
- ・断ったら彼になにされるかわからないという恐怖がある
- ・悩む自分に悩むのは仕方のないことだよと声をかけてあげる
- ・彼も講義に誘ってみてはどうかと声をかける

ありがとうございます。みなさんの回答は、優しくサポートティブですね。実際に私が女子学生に対して言ったことは「あなたは同じことを彼に対してしますか」です。そうすると彼女はしたくないと言いました。一方通行なんですね。彼から

はこんなメールがいつも入ってくるといいます。悩んでいるのはいつも彼女で、その関係性は対等とはいえない状態でした。断ったらどうなるんだろう、とその先に不安を感じて、そのことに悩んでいる自分に悩んでしまっていたからです。

論点を整理すると、一方的にいつも愛情を注いで、相手のことを慮り、要請があったらデートをしないといけないというような役割は、女性の方に割り振られていることが多いのです。「愛情供給係」のようになってしまい、ケアすることが常になってしまっています。先ほどの女子学生の場合も、彼からのメールが命令口調であったかどうかは別で、嫌なことにはきちんとノーと言える人間になって欲しいなと思うのです。

そういった観点から、暴力の話をするときに「コントロール」ということを学生たちに伝えていきます。殴る蹴るといった有形力の行使というわかりやすい形の暴力だけでなく、とくに親子や男女といった関係における暴力には、コントロールされてしまっていることが多くあります。女子学生の場合、悩んでいるのが彼女自身だけであれば対等ではありません。悩んでしまうことを悩んでいるということ自体、気持ちがコントロールされていることにほかならず、さらに自分が自分の人生を生きる権利が奪われ、時間を拘束されてしまっています。このように、暴力の兆しが見え隠れするなかで、いまの若いひとたちが人間関係を構築しているなという光景もたくさん見てきました。

いろんな事案がありますが、私がびっくりしたのは、別れた男性が嫉妬深く、元彼女がなにをしているかツイッターで追跡しているという事案です。いまスマートフォンを持っていることは当たり前であり、SNSを利用した暴力が発生していま

す。

### もしかしたら、それも「暴力」かも一拡大する「暴力」の定義

この種の対人暴力は、身体的、心理的、感情的、言語的な暴力として定義されています。さらに、DVが子どもの前であれば虐待として位置づけられるようにもなりました。面前DVといいます。保護すべき責任ある人が必要なケアをしないネグレクトも暴力とされる。暴力の対象が徐々に拡大されてきたのです。

暴力の予防や加害者対応を考えていく上で重要なことは、こうした形態や類型をもとにして暴力を把握するだけではなく、「関係性の暴力」であることの理解です。私は、社会学者であるエヴァン・スタークの言う「強制的なコントロール(coercive control)」というアプローチを参考にしています。

著書の中でこのように説明します。①威嚇(脅す)、②孤立させる、③コントロールする——という3つの要素を重視して、この種の対人暴力を把握している。退陣暴力はDVや虐待だけではなく、誘拐・監禁、ハラスメント、ストーキング、カルト集団のマインドコントロール、いじめの起こる仲間関係にも見られるというのです。

### 親密な関係でも「強いる行為」は暴力

この考え方に依拠しながら、英国では、従来、心理的・感情的な暴力として定義してきたものをさらに詳細に記述した法改正がなされたのです。

「重大犯罪法」の2015年改正で、「家庭内虐待」の項に「親密な、あるいは家族関係においてコントロールするあるいは強いる行動」の文言が追記

されました。

### DVを受けているのに彼といるほうが安全だと思う一関係性に巣くう「不穏なもの」

確かに、これらとよく似たことがDVや虐待の加害者から語られます。

「自分のものを買うときにいつも一緒に付いてくる。『僕の好みの女性になってほしい』と言う。自分が自分でなくなっていく感じがする」、「交通の便の良くないところに住んでいるので本当は免許が欲しい。必要なのに、免許を取らせてくれない。『運転が下手だから』って言う。だからいつも彼の車で行動することになる」、「『習い事をしている』と言うと、『それは男性から教わるのか』って聞いてくる」

「『同窓会に行く』と言うと嫌な顔をする」

「DVを受けているのに、なんだか彼といるほうが安全だと思うような意識になったことがある。実家に逃げていると追いかけてきたり、メールが頻繁に入ったりするので結局一緒にいることで落ち着く」

「『今日は何をしていたのか』と聞いてくる」

「『死んでやる』と言われると別れられない。元の関係に戻ることが多い」

(先の事例)の「授業の前に携帯メールがあった。『俺のとっている講義が休講になったのでこれから会いたい』と。彼女はこれから講義がある。そうしないと愛情が薄いと非難されると思うと怖い」このような被害者の声を聞いていると、近い関係性の中で、愛情の名の下にコントロールされている様子がうかがえます。

これらが直ちに「暴力」だというわけではない

のですが、関係性に巣くう「不穏」があるといえます。

### 愛情とはなにか

よく暴力の被害にあった人からこんな発言を聞きます。「私が医者に行くといつもそれは男性の医者だったかって聞く」、そういう加害男性がいるんですね。医師の分布でいえば圧倒的に男性医師のほうが多いので、男性医師に診察をうける確率も高くなります。また、「服をかうときにはいつも一緒についてくる。僕の好みの女性になって欲しい」と言って注文が厳しい。自分のセンスが活かさない感じがする」というもの。これは「愛情」なのかただの「ストーキング」なのか。「免許をとらせてくれず、いつも彼の車で行動することになる」、こういったケースは愛情という名のもとにコントロールされていしまっていて、こういった束縛の話もよく耳にします。

DVをうけた被害者（女性）が、加害男性のもとに戻ってしまうというケースもあります。実家に逃げても追いかけてくる、逃げている間にメールが頻繁に入ってきて落ち着かない、けれど一緒にいればそういったこともないので結局そのほうが安心する（してしまう）という心情があります。みなさんは一日に何通くらい愛情という名もとの束縛されるようなメールが入ってきたら鬱陶しさを感じますか。ストーキング行為規制法では、SNSやデジタル追跡行為が指定されていて、一日に200通のメールが入ってきたらストーキングになるとされています。ある調査では、一日に平均2.7通入ってくると鬱陶しさを感じるといわれています。相手のことを思って送っているつもりが、まったく相手のためになっていない、これを愛情

といえるのでしょうか。

中高生に話をする機会もありますが、それでは遅いとも感じています。学校教育だけでは補えないので、家庭教育の段階がとても大切だと思います。なぜなら、家庭の中でもともと他人同士の大人（夫婦）がどう関係性を築いているのかをみて子どもは育っていくからです。家庭での夫婦関係が、子どもたちが大人になったときにどんな男性、どんな女性になるのかに影響を与えることがあります。

また高校生のときの上下関係に浸ったまま大学に入学してくる生徒が近年とても増えてきています。上級生のいうことはよく聞くんですね。しかしそれが本当に納得しているのか、または上級生を尊敬しているのかという点必ずしもそうではない。自分たちが上級生という立場になったときに、自分たちのいうことを聞く下級生が入ってくるというサイクルの中にいるわけです。この高校生文化のようなものを断ち切ることも大学教育の新たな役割となっています。日大のアメフト部の問題も記憶に新しいですが、それに近いことはどこの部活やあるいはサークルでも起こりうるのかなと思います。指導者もプレイヤーのときに暴力のなかにいたので、それを繰り返してしまっている。この問題もとても根が深いです。

### 関係性のなかの暴力

元々、「男女」とか「親子」というのは非対称な関係性で、対等ではありません。力関係にも同じことが言えます。非対称な関係であるので、もともと一方が配慮する役割を持たされています。これは女性役割いう場合もあります。子どもは子どもで暴力から逃れられない、高齢者は高齢者で逃

られないというように、関係性のなかで脆弱さをもっている側の人たちは非対称な関係の中でしか生きていけない面があります。実際には非対称な関係であるからこそ、恋人関係、友人関係が築けたり、配慮したり、誰かをケアしたりするという、人間の能力として大事なものが育まれるというように肯定的にとられることのできる側面のほうが多いのですが、裏腹の関係で、それがコントロールになってしまうことがあります。親密な関係性はリスクをはらんでいるのです。

私は、京都府でDV防止計画を作成する会議の座長もしていて、DV被害にあった母子に対してどのような支援が必要なのか考えるためにヒアリングをしたことがあります。

子どもが三歳くらいのときにDVがあつて、DV防止法で保護命令を受け最終的には離婚をしていくという経験をした母親に、子どもが大学生になったころに話をきいたことがありました。子どもが三歳ころに、「アンパンマンが嫌い」と言い始めたそうです。アンパンマンは殴るからです。アンパンチのシーンで目を閉じたり、耳をふさいだりする。面前DVの結果、そのような影響が及んでいたのです。母親はその光景をみて離婚を決意したと言っていました。

アンパンマンはバイキンマンを殴る。理由はバイキンマンをやっつけるためです。これは「正義のための暴力」です。「正義のためなら暴力をふるってもいい」と子どもたちは学んでいくのではないのでしょうか。先ほどの母子の場合も「お前が悪い」と母親が暴力をふるわれているのを見て育っていますし、しつけという名の暴力もそうです。冒頭にお話しした奈良少年刑務所の受刑者たちも、七、八年の刑を受けているにも関わらず、いまだ

に自分が被害者だと思っていることが多いのです。

「通報したあいつが悪い」「付いてきた相手が悪い」というように。裁判の中で問われないままに、心が閉ざされてしまっている状態なのです。そこをやはりプログラムで解決をはかっていくしかないと思います。

Unlearn (アンラーン=そぎおとす) する

アメリカで調査をしていた頃に、市バスに貼ってあったポスターにこんな言葉を見つけました。アメリカサンフランシスコ市の警察がつくっているポスターで、ひとつはDVの話、もうひとつが男の子同士の暴力の話です。DVは男性から女性へ向かうことが多いですが、暴力全体では圧倒的に男対男が多いです。「Is this what it takes to be a man?」(男になるってそういうことなの?)と書いてあります。「暴力は学習された行動です」とも書いてあります。みんな最初からモンスターなわけではないということです。

暴力が学習されていくものであれば、それは「アンラーン Unlearn」できるはず、そぎおとしていくことができるという意味です。アメリカではそういう機会となる場所がたくさんあり、DV・虐待の場合の受講命令、参加命令の受け皿となっている。日本では現在DVがあつた場合保護命令が出ます。これは地方裁判所の命令で、加害者は被害者に近づいてはならないという結構重たいものです。虐待の場合は親子分離、ストーキングの場合も接見禁止であるように、すべて「離す」行為です。

そうして分離したあとに何をしているか、いまの日本は残念ながら何もしていません。アメリカや韓国、台湾などでは加害者に対して更生プロ

ラムを受講しなさいというような、「受講命令」「参加命令」が出されて、そのような体制もかなり整備されていますが、日本では保護命令のような分離させることしかされていません。更生プログラムでは、暴力について考えたり、行動パターンを新しく学んだり、「被害」と「加害」の転倒した意識を整理したりします。日本でも取り入れて欲しいというお願いをしていますが、一向に実現しません。

### 家族としての再出発

そこで私の仲間とともにいろんな取り組みをはじめました。まずサンフランシスコで、受講命令などの参考にされていた書籍の翻訳作業をしました。メンバーが自らの暴力にまつわる体験を出し合いながら進めました。男同士の関係、いじめの話、デート中にあった出来事、ふり返れば男の人生に暴力って結構つきものだなと気づいていきます。

私たちは、従来なかった虐待加害の男性（親）向けにグループワークをはじめました。歪んでいる女性観などを見つめ直す作業です。父親の暴力は破壊的で、家族関係を一気に破壊するので、そこに介入する必要性を感じていました。大半は子どもへの暴力、妻への暴力があるなどして、子どもが児童養護施設に保護されている人たちが集まります。妻がシェルターに逃げている場合もあります。安全を確保し、児童養護施設のケースワーカーと協力して取り組んでいます。

現在月に2回、土曜日を基本とし、時間は1回2時間で年中実施しています。「男親塾」と呼んでいて10年間継続しています。マンツーマンの個別面談などではだめで、加害者が相互に語り合うこと

に大きな意味があります。男性の虐待加害者と女性の虐待加害者では少しテーマが違うので、それぞれがグループワークしていくことが必要だと感じていて、このモデルをもとに全国的に広めていきたいと考えています。

参加者の会話のなかで、例えば暴力をふるって（殴って）しまった理由として「子どもが嘘をついたから」ということがあがります。「それはかまって欲しいからだ」と別の参加者がいう。自分の子ども時代にかまって欲しくて嘘をついたことがあるけれど、親はかまってくれなかった。こういうやりとりがなされていきます。殴ってしまった理由を含めて、この話の流れを子どもの立場で聞くかどうか、ということに参加者に問いかけたりします。そうすると「自分が責められているみたいだ」というのです。「嘘をついたから殴った」これは間違った考え方ですね。嘘をついても殴らないという選択肢が彼らにはなかった。本来であれば子どもが嘘をついたときに親の子育ての力が試されるはずなのです。悪いと思って謝ったり、嘘をついてしまったあとどうやって自分で解決していくのかを身につけさせることが親の役割なはずなのです。

別の事例では、2年ほど「男親塾」に通っていた男性で、長女が人のお金に手を出したことがきっかけで暴力をふるってしまい、子ども四人全員を保護されたという方がいました。妻が鬱になって子育てを一手に引き受けることになり、苦悩を抱えていると語っていました。私は、この男性の話をもとに疑っていました。「妻が鬱」というのは彼の理由づけにすぎない。またDV被害者は鬱になりやすいという傾向もあるからです。自らが怒り役に徹していたとも語りましたが、それは勝

手な言い分です。自分の行動をまったく振り返っておらず、相手に暴力の原因を求めるとどまっています。また、長女はのちに発達に障害があることが分かってくるのですが、父親である彼は検査を拒否しました。自分の子どもに障害があるということを認めなかった。これは父親によくあることなのです。さらに「生きるか死ぬか考えていた」というような極端な思考が入っていました。

「死んでやる」という言動が妻や子どもを追い詰めていく。とても暴力的な言動なのです。相手に選択肢を与えることをしない。この言動からみても彼自身の生き方そのものが暴力的であったことは否定できませんでした。妻は最終的に離婚を選択し、そして男性も受け入れていきます。その決定に大きな影響をあたえたのは、当時中学一年生だった長男です。保護されていた長男と父親は手紙のやりとりをしていたのですが、その手紙に彼はこう書きました。「お父さん、ぼくはお父さんのようになりたくない」。これはもちろん暴力があったからという理由もあります。そして「ぼくはお父さんのようになってしまうのが怖い」と続きます。もちろん遺伝子が暴力を連鎖させるものではありませんが、父親は自分の生き方が長男が生きていくプロセスにこんなにも影響を与えていたのかと、この一文にとってもよく反応しました。そこで私たちが考えたのは「結婚には失敗したけど離婚には成功しよう」ということです。離婚しても親子関係は残るので、暴力を乗り越え、父親として存在し続けることを目指しました。

### 暴力を乗り越える

私たちの生きる社会はこれまで、あらゆる暴力を見つけ告発してきました。「火をつけてきた」訳

です。ストーキングにはじまり、最近ではリベンジポルノ、そしてヘイトスピーチ、ヘイトクライムなどさまざまな法律もできてきました。「暴力」を声高に告発し続けてきたこと、これは間違いではありません。しかし私たちはつけた火を消さなければなりません。つまりどうすれば暴力から脱出できるのかを考える必要があります。それが被害のケアと加害への対応です。「火を消す」ほうに、加害者への受講命令があります。いまは大阪にしか参加できる場所がありません。さらにDV防止法と児童虐待防止法は法律の系統がちがうので、横につないで欲しいと思います。間違いなく国の責務であり、政治の果たすべき責任です。最近ようやく薬物依存者やアルコール依存者にたいして、受講命令の道が開けてきました。これから、いじめ加害者、刑務所を出所した人などに応用していけると思います。暴力によらない生き方というのを提案し、選択できるようにしなければなりません。

### つまり、「愛の鞭」ではない

「愛の鞭」「コミュニケーションとしての暴力」として容認されてきた日常の暴力がたくさんあります。

とりわけ、親子・夫婦の家族関係、男女や同性同士の恋人関係、指導がつきものの師弟関係などにおいてです。これらは距離が近く、相互に希求しあう関係性である。その関係は対等ではなく、優劣のある非対称的といいます。ここで生じる暴力は、ジェンダー関係が反映されることが多く、男性が加害者というケースがほとんどです。

しかし、2000年代になり事情は変化します。夫婦喧嘩や痴話喧嘩ではなくDV、しつけではな



く「子ども虐待」、指導や叱咤激励ではなく「体罰」、熱い恋愛ではなく「ストーキング」、遊び・からかい・おふざけではなく「ハラスメント」・「いじめ」・「いじり」、介護疲労ではなく「高齢者虐待」として名づけられてきました。

とはいえ、その境界ははっきりしない領域です。確かに、こうした行動の度が過ぎると問題になるし、程度の問題だという場合もある。しかし、いったん暴力が肯定されると、行動は倍加していくのです。だから、そのまま放置しておいてよいものではありません。けれどもすべてを刑罰で対処するわけにもいかないのです。

では、この種の関係性に宿る暴力に対して、いかにして積極的に関与できるのか。

先にもいいましたが、保護命令・退去命令、接近禁止命令、親子の分離措置など被害者保護の取り組みは進展しているが、加害者対策はできていないのです。体罰、ハラスメント、いじめに関しても、その予防策や加害者対応は不十分です。

こうして脱暴力をどのようにすすめるのか、名づけた後の課題が大きくなったのです。

### 暴力を性欲やアルコールのせいにする—被害者にも落ち度があるという意識

DVや虐待で、暴力加害者のする説明には特徴がある。

「俺を馬鹿にしているのか」、

「暴力はコミュニケーションである」、

「俺は正義である」、

「アルコールが入っていて頭が真っ白になっていた」、

「ささいなことだった」

「相手が俺を怒らせる」

「愛情の証しとしての暴力だ」

これまで私が対話してきた加害男性の多くは、実際にこのような言い方をします。

「被害—加害関係のねじれ」と言えるでしょう。被害者にも落ち度があるという意識を加害者が保持しています。時には、暴力を誘発したのは被害者であるという意識が加害者にはあります。被害者非難です。

理由にならない身勝手な言い分です。弱者に依存しているともいえます。これらを見做して性暴力や性的虐待、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの加害者が暴力を正当化する理由として用いられるのです。この心理的背景には暴力をとおして得られる満足感や達成感があり、征服欲も満たされます。

もちろん被害者は悪くありません。DVや虐待などの親密な関係性における暴力から被害者を保護して救済する。地方裁判所から「近寄るな」という命令をだしてもらうのです。保護命令といいますが、それを無視して接近すると刑事罰となります。配偶者暴力相談センター等で相談をしていることを前提にして、安全な場所の提供、日常生活の支援、さらには就労支援にもつなげることがあります。また、被害は身体的な暴力だけではなく、言葉による暴言、無視（ネグレクト）もあります。妊娠している時にもDVがあります。

### 問題があるので懲らしめる

さらに、男性は自らの暴力を性欲やアルコールのせいにして、「欲望機械」として、あたかも自動的な反応をしているかのようです。

そして、加害者には、原因を他人や環境に求める他罰性の意識が強いのです。これを支えている

のは「自らが正しい」という認識です。被害者に問題があるので懲らしめているだけだとも言います。親密な関係性であることから他者であることの認識が弱く、一体的な感覚を相手に向けているのです。

スタークはこれを「関係コントロール型暴力」といいました。コントロールされるのは被害者の意識と心理です。ねじれの結果、被害者は「関係を続けることが安全だ」という転倒した意識状態に陥ることもあります。これは加害者の視点の内面化・同一化という。一種の生き残り戦略です。加害者は、被害者の自責の念を利用してコントロールする。被害者は自己非難や自尊心の低下を招くのです。

経済的な生活を加害者に依存していれば、ますます関係性は固定していきます。

#### 家族の中に暴力が起きるワケ—暴力の基本型としてのDV

「男女」「親子」「師弟」といった非対称な関係性は、ケアすること、相互に扶助すること、愛情や友情を育むこと、愛着を感じることで、適切な対人関係を学ぶこと、教をを請いながら敬うこと、といった基本的な人間性をつくりだす。

他者同士が共生を試みる基本的なかたちである恋人関係はパートナーシップをつくりだす典型である。「対の関係」の出発点であり、親密な関係性となる。二人関係・二者関係であり、社会のなかの人間関係をつくる基礎となる。

子どもは、パートナーシップを両親(夫婦関係)を通して体験する。ただ、対等な関係ではないことが多いのです。社会の不公平なジェンダー関係は、家族の中にも表れます。子どもは日常的にそ

れを目の当たりにするのです。

#### 脱暴力へ向かう学習機会の提供

関係コントロール型暴力が家族の中で常態化していくと、暴力性の度合いが高まっていきます。しかし、コントロール行動それ自体の暴力性は見えにくい。モラルハラスメント、いじめやいじり、ネグレクト、マインドコントロール、ねじれた被害と加害から成るこのような行動をいかにして問題として可視化できるのでしょうか。

DV、虐待、いじめ、体罰、ハラスメントなどの行動改善に向かう、問題からの離脱や回復へと当事者を内発的に動機づける仕組みが求められるようになってきました。

脱暴力へ向かう学習のための機会提供が受講命令制度として諸外国では政策化されている。それらを扱う特別の裁判所もある(DV特別裁判所など)。「治療的司法(Therapeutic Jurisprudence)」という考え方も構築され、脱暴力の機会を提供する司法の役割もあります。

臨床実践が司法に接ぎ木されていく。脱暴力支援を行う受け皿を「治療的コミュニティ」といいます。「治療」という言葉を使っているが、医療と同じ意味ではなく、心理—社会的な面を視野にいった脱暴力の機会を提供する取り組みのことで。関係コントロール型暴力から離脱するための選択肢として日本においても社会的に取り組みを開始すべきでしょう。

なかむらただし(臨床社会学・社会病理学)